「鹿児島デー」等物販ブース運営業務委託事業者の募集 に係る企画提案競技実施要領

1 業務名

「鹿児島デー」等物販ブース運営業務

2 業務の目的

本市でスポーツキャンプを実施しているJリーグチームの清水エスパルス、ジュビロ磐田 及び松本山雅FCのホームゲームにおいて、本市PRイベントである「鹿児島デー」等の開 催時に、鹿児島の特産物等の物販ブースの運営を行い、本市のPRを行う。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日(金)まで

5 予算額

900千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すも のであることに留意すること。また、予算額を超えてはならない。

6 企画提案競技等日程

以下の日程で行うこととする。なお、予定とあるものは概ねの日程を示すものである。

内 容	日 時
(1) 告示	令和7年3月24日(月)
(2) 参加申込書提出期限 (3) 質問受付期限	令和7年3月31日(月)午後5時15分まで
(4) 参加資格決定通知発送 (5) 質問回答	令和7年4月4日(金)
(6) 企画提案書提出期限	令和7年4月18日(金)午後5時15分まで
(7) 書類審査	
(8) 選定結果通知	令和7年4月下旬(予定)
(9) 委託契約(随意契約)	

7 企画提案競技に関する説明会

開催しない。

8 本業務に関する質問

本業務の内容や企画提案に係る質問がある場合は、以下のとおりとする。

(1) 質問期限

令和7年3月31日(月)午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問書(様式第4)により、電子メールにて提出すること。

(3) 提出先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光交流局スポーツ課振興係(みなと大通り別館5階)

電話 099-808-7504

電子メールアドレス sports@city.kagoshima.lg.jp

(4) 記載内容

質問は、本委託業務内容や手続きに係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。 質問書に質問者の会社(団体)名・氏名及び連絡先等の記入がない場合には回答しない。

(5) 回答方法

質問及びその回答内容について、令和7年4月4日(金)までに、質問者及び企画提案 競技参加者全員に電子メールで送信する。

9 企画提案書の提出

以下(1)及び(2)の項目について、別添の仕様書を満たす内容とし、詳細を企画書(様式第6)に記載するものとする。

(1) 企画内容

ア 出店内容

イ 本市のPRにつながる取組

ウ 目標来店者数

工 実施体制

(2) 収支

任意の様式において収支予算の内訳を作成してください。

(3) 形式等

ア 別紙様式第6「企画提案書」を使用すること。任意の様式は認めない。 ただし、(2)収支については任意の様式とする。

イ 原則として、A4版縦、横書き、両面印刷(カラー可)、左綴り、表紙を含め15

ページ以内とすること。

(4) 提出部数

11部(正本1部、副本10部)

副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

(5) 提出先

8(3)に同じ

(6) 提出期限

令和7年4月18日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

(7) 提出方法

直接持参、郵送又は宅配便の方法による。なお、郵送又は宅配便の場合も提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

10 企画書の選定

- (1) 企画書提出後、書類審査を行い、事業者選定後、各提出事業者にその結果を通知する。なお、選定委員会が一定の基準に達しないと判断した場合、全ての企画を採用しないことがある。
- (2) 選定結果に異議申立ては一切認めないものとする。
- (3) 事業の実施にあたっては、市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正に応じること。

11 著作権等

- (1) 企画案に使用する写真等は実際に使用可能なものであること。著作権や肖像権など権利関係は、提出事業者において処理すること。
- (2) 企画書の提出に要する一切の費用については、提出事業者の負担とする。また、提出された書類等は原則として返却しない。
- (3) 提出された書類等について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

12 随意契約について

- (1) 企画提案競技により受託候補者に選定された業者との随意契約により本業務を委託する。
- (2) 受託候補者は責任をもって受託することとし、業務の遂行に当たっては、本市と十分に協議して進めるものとする。

13 無効となる提案

- (1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者が行ったもの
- (2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (4) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者が行ったもの

14 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 市は提出された資料について、提出事業者に無断で業者の選定以外に使用しない。
- (3) 事業の実施にあたっては、本仕様書によるほか、事業者の提案内容に沿って、協定 締結後の打合せにより、市及び事業者双方合意の上決定する。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 審査書類提出から契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合は失格とする。
- (6) 企画提案競技において虚偽又は不正があったと市が認めた場合は、失格とするとともに、 指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 企画書の作成においてチーム担当者に問い合わせが必要な場合は、下記問い合わせ先から問い合わせを行うこととする。
 - ①松本山雅FC: boanpon@yamaga-fc.com
 - ②清水エスパルス: tfukazawa@s-pulse.co. jp
 - ③ジュビロ磐田: masuday@jubilo.com